

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公開番号】特開2009-303137(P2009-303137A)

【公開日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-051

【出願番号】特願2008-158128(P2008-158128)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 N 5/44 (2011.01)

G 09 G 5/377 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 5/44 Z

G 09 G 5/36 5 2 0 M

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月14日(2011.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

再生される映像コンテンツを表示する表示部と、

再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツに付随する属性情報に基づいて、前記再生中の映像コンテンツとの関連性について前記複数の映像コンテンツに優先度を付けるコンテンツ決定部と、

前記再生中の映像コンテンツに関連する前記複数の映像コンテンツの数が予め定められた上限数を超える場合に、前記複数の映像コンテンツのうち前記優先度の高い映像コンテンツを選択して、前記再生中の映像コンテンツとともに前記表示部に表示する画面構成部と、

を備え、

前記コンテンツ決定部は、前記再生中の映像コンテンツの未再生部分と時間的な重複の多い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示装置。

【請求項2】

請求項1に記載の映像表示装置であって、

前記コンテンツ決定部は、前記再生中の映像コンテンツに対して、フレームレートが近い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の映像表示装置であって、

前記コンテンツ決定部は、前記再生中の映像コンテンツに対して、解像度が近い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示装置。

【請求項4】

請求項1から請求項3までのいずれか1項に記載の映像表示装置であって、

前記コンテンツ決定部は、前記再生中の映像コンテンツに対して、撮影位置が近い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示装置。

【請求項5】

請求項 1 から請求項 4 までのいずれか 1 項に記載の映像表示装置であって、前記コンテンツ決定部は、前記再生中の映像コンテンツに対して、撮影方位がより対角に近い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示装置。

【請求項 6】

再生される映像コンテンツを表示する第1ステップと、再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツに付随する属性情報に基づいて、前記再生中の映像コンテンツとの関連性について前記複数の映像コンテンツに優先度を付ける第2ステップと

前記再生中の映像コンテンツに関連する前記複数の映像コンテンツの数が予め定められた上限数を超える場合に、前記複数の映像コンテンツのうち前記優先度の高い映像コンテンツを選択して、前記再生中の映像コンテンツとともに表示する第3ステップと、

を備え、

前記第2ステップは、前記再生中の映像コンテンツの未再生部分と時間的な重複の多い映像コンテンツほど前記優先度を高く決定することを特徴とする映像表示方法。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の方法をコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラム。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のコンピュータプログラムを格納したコンピュータで読み取り可能な記憶媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上述した課題を解決するため、本発明の映像表示装置は、再生される映像コンテンツを表示する表示部と、再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツに付随する属性情報に基づいて、再生中の映像コンテンツとの関連性について複数の映像コンテンツに優先度を付けるコンテンツ決定部と、再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツの数が予め定められた上限数を超える場合に、複数の映像コンテンツのうち優先度の高い映像コンテンツを選択して、再生中の映像コンテンツとともに表示部に表示する画面構成部と、を備え、コンテンツ決定部は、再生中の映像コンテンツの未再生部分と時間的な重複の多い映像コンテンツほど優先度を高く決定することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明の映像表示方法は、再生される映像コンテンツを表示する第1ステップと、再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツに付隨する属性情報に基づいて、再生中の映像コンテンツとの関連性について複数の映像コンテンツに優先度を付ける第2ステップと、再生中の映像コンテンツに関連する複数の映像コンテンツの数が予め定められた上限数を超える場合に、複数の映像コンテンツのうち優先度の高い映像コンテンツを選択して、再生中の映像コンテンツとともに表示する第3ステップと、を備え、第2ステップは、再生中の映像コンテンツの未再生部分と時間的な重複の多い映像コンテンツほど優先度を高く決定することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

通信部201は、LANを介して、またはインターネットなどの公衆ネットワークを介して外部に存在する映像表示装置100等と通信を行う。配信処理部202は、映像表示装置100からの要求に応じて、映像コンテンツを選択するためのポータル画面（HMTLコンテンツ）を配信する。配信処理部202は、また、ポータル画面から選択された映像コンテンツを、後述する映像コンテンツデータベース及びコンテンツ管理データベースより取得し、配信する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

映像コンテンツデータベース206は、配信サーバー200が配信する映像コンテンツを保存及び管理するハードディスク装置等の記憶装置及びデータベースエンジンである。コンテンツ管理データベース207は、映像コンテンツデータベース206に蓄積されているコンテンツの属性情報を保存及び管理するデータベースエンジンである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

図2Aにおいて、コンテンツIDは、登録された映像コンテンツを一意に識別する為の識別子である。コンテンツIDによって、映像コンテンツデータベース206内の映像コンテンツを照会することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図2Bにおいて、位置情報は、映像コンテンツを撮影した場所を示す。方位（撮影方位）とは、映像コンテンツを撮影した際、どちらの向きで撮影したかを特定するものである。具体的には、0°、90°、180°、270°がそれぞれ北、東、南、西を表している。映像コンテンツの撮影においては、撮影中に方位が変化するが、第1実施形態では、撮影開始時の方位を記録する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

映像配信サーバー200の配信処理部202は、映像コンテンツの配信要求を受信する（S303）。映像配信サーバー200の配信処理部202は、指定された映像コンテンツを映像コンテンツデータベース206より取得し、通信部201を介してストリーミング配信を実施する（S304）。